

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは社会に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主に対する受託者責任・説明責任を十分に機能させてまいります。同時に、経営ビジョンを具体化するため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、的確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点・長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢としております。

なお、コーポレートガバナンスの基本方針につきましては、当社ホームページ(<https://satudora-hd.co.jp>)に掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】

株主構成に占める機関投資家や海外投資家の比率が低いこと、及び現在の書面による議決権行使や外国人株主の議決権行使状況に特段の問題がないことを踏まえ、議決権の電子行使や株主総会招集通知の英訳は採用していません。

今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率等の動向を踏まえ、採用の可否を判断してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

株主構成に占める海外投資家の比率は低いため、英語での情報開示・提供は現在実施していません。

今後につきましては、海外投資家の比率等の動向を踏まえ、英語での情報開示・提供の可否を判断してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式に関する方針】

当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で、新規保有・継続保有や売却の判断をしております。

当社グループでは、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、又は当社グループの株式保有の意義が損なわれないかを当社グループ判断基準として議決権の行使を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引を行う際の枠組み】

当社グループと当社グループ役員個人との直接取引、及び当社グループと当社グループ取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など、会社法に定める利益相反取引については取締役会において事前に承認を得なければならない旨を定めております。

その取締役会での承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性などについて確認するとともに、その承認後も当該取引の状況等に関して定期的に取締役会に報告することとしております。

一方、当社グループと主要株主との取引については、取引内容の合理性及び妥当性について確認するとともに、必要に応じて担当部門が第三者の専門家の意見を踏まえるなどして事前に審査を行うこととしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略、経営計画等につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

前記1.「基本的な考え方」に記載の通りです。

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬から成り立っております。これらの総額については、株主総会に上限を上程し、決定された範囲内としております。その内訳である取締役の固定報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、また、業績連動報酬については取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。なお、社外取締役の報酬については業務執行から独立した立場であり、一定金額の固定報酬とすることとしております。

() 取締役の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるように上限を10名とし、うち2名は社外取締役で構成されております。

取締役候補の指名は、代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として上程することとしております。その指名にあたっては、多様性に加え、活発な議論がなされる取締役会構成とすべく、社内からの昇格や各界の有識者の中から適材適所の観点より決定することとしております。

万一、取締役がその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

監査役会は、監査役の権限強化を図るため上限を5名とし、会社法第335条第3項の定めに基づきその半数以上が社外監査役で構成されております。また、監査役は内部監査部門、会計監査人と連携し、三様監査が各々有効となるように努め業務全般に対する監査の充実を図っております。監査役候補の指名は、代表取締役が提案し、監査役会の同意を得て株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として上程することとしております。その指名にあたっては、財務や会計などに関する知見を有する者を中心に、取締役候補の指名と同様、社内外からの適材適所の観点から決定することとしております。

()取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示することとしております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務】

補充原則4-1-1

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令又は定款で定められた事項のほか、経営方針や経営計画、事業会社の業務執行に関する重要事項等についても、意思決定を行っております。これら以外の重要な業務執行及びその決定については、グループ経営会議等の下位の会議体及び担当取締役に権限委譲を行うとともに、取締役会は、それらの会議体及び取締役の職務執行の状況を監督しております。社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び取締役の業務執行ならびに利益相反を監督しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社ホームページをご覧ください。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役5名以内の人員の範囲で、事業の特性や規模を前提に各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ適切と思われる人員数で構成することを基本的な考え方としております。社内取締役の選任については、経営理念・経営戦略をもとにその経験、知識、専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。また、社外取締役の選任については、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

補充原則4-11-2

当社役員の兼務状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

補充原則4-11-3

当社の取締役は、常に取締役会の実効性や運営方法について自己分析及び評価を行っており、課題や改善点がある場合には、各取締役はそれぞれの経験及び専門的知識に基づく意見を重ね、取締役会における活発な議論の中において、いつでも意見を述べ、問題提起ができる体制で運営しております。これにより、当社の取締役会は的確な運営方法と実効性を有していると評価しております。

【原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング】

補充原則4-14-2

取締役・監査役に対して、それぞれの役割責務を果たすうえで必要なトレーニングの機会を提供しております。具体的には、就任にあたって、社外取締役・社外監査役には当社グループの事業内容についての説明を中心に、社内取締役・社内監査役にはコンプライアンス・法務事項の説明を中心に、教育の機会を設けております。また、就任後は随時、当社グループの事業・中長期的課題に対する説明や保有物件の見学等、必要に応じ継続的に教育の機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、CI室を担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、必要に応じてスモールミーティングを実施しております。また、株主総会終了後、株主等を対象に代表取締役社長による事業報告会及び懇親会を実施し、株主との意見交換を行っております。これらの結果は、随時、取締役会及び経営陣幹部に報告しております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社トミーコーポレーション	1,383,000	29.17
ピービーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ インタリンシツク オボチユニテイズ ファンド	400,000	8.44
株式会社北海道銀行	189,600	4.00
株式会社北洋銀行	180,000	3.80
株式会社サッポロドラッグストア	147,398	3.11
富山 睦浩	117,000	2.47
富山 浩樹	117,000	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	92,200	1.94
S D S従業員持株会	85,500	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65,200	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	5月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
遠藤 良治	他の会社の出身者													
関根 純	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 良治			同氏は他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の経営意思決定の健全性・透明性の向上に資すること、また、コーポレートガバナンスの強化などに活かしていただくべく、当社の社外取締役として選任しております。同氏は平成28年8月まで当社の重要な事業子会社の社外取締役として、客観的な立場から、経営に中立かつ公正な立場で助言をしておりました。また、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。

関根 純		同氏は企業経営における長年の経験と豊富な知見を有しており、当社コーポレートガバナンスの強化に活かしていただくべく、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・内部監査室と監査役は、相互の連携を図るため、定期的な情報交換の場を設置し、方針に対する遂行状況の確認及び調整できるような体制の整備を進めております。また、内部監査室と会計監査人におきましても相互連携を図るため、定期的な情報交換及び意見交換を行っております。

・監査役は、会計監査人との意思疎通を図るため、定期的な意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 明彦	他の会社の出身者													
川上 和夫	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

山本 明彦	社外監査役の山本明彦氏は、当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの主要な取引先である株式会社北海道銀行に平成12年6月まで在籍し、その間、同行支店長などを歴任しておりました。	同氏はこれまでの当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストア及び他社における社外監査役としての実績を踏まえ、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識をもとに、当社の監査体制に活かしていただき、当社の取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただくため、当社の社外監査役として選任しております。同氏は当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの主要な取引先である株式会社北海道銀行を退職後、18年以上経過しており、同行に關与する立場にはなく、同行と特別な関係にはございません。当社及び重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアは、複数の金融機関と継続的に取引を行っており、同行からの借入金は当社及び当該事業会社の借入金合計額の23.0%、また、同行が保有する当社株式の持株比率は約4.0%であり、当社及び重要な事業子会社は同行に依存しているものではなく、同行の意向が著しく当社及び重要な事業子会社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。加えて、同氏は平成28年8月まで当社の重要な事業子会社の社外監査役として、中立かつ公正な立場で意見の提言をされており、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断した上で、独立役員として指定しております。
川上 和夫		同氏は札幌国税局等において培ってきた税務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制に活かしていただき、当社の取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただくため、当社の社外監査役として選任しております。当社と社外監査役である同氏の税理士事務所との間においては、取引関係は無く、当社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。同氏は当社の社外監査役として、中立かつ公正な立場で意見の提言、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断した上で、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員に関する事項については、ホームページに掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対して業績向上や企業価値の増大に対するインセンティブを与えることを目的として、普通株式20,000株を上限とするストックオプションとしての新株予約権を報酬として付与する制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社グループの取締役及び監査役に支払った役員報酬は、以下の通りであります。
社内取締役を支払った報酬 64百万円 社外取締役を支払った報酬 10百万円
社内監査役を支払った報酬 7百万円 社外監査役を支払った報酬 3百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬については、固定報酬と業績連動報酬から成り立っております。これらの総額については株主総会に上限を上程し、決定された範囲内で決定することとしております。その内訳である取締役の固定報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を助案の上、また、業績連動報酬については取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定することとしております。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定金額の固定報酬とすることとしております。監査役報酬は固定報酬とし、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役会の協議をもって各監査役が受ける報酬額を定めるものとしております。このほか、当該取締役の報酬の額とは別枠として、社内取締役に対して普通株式20,000株を上限とするストックオプションとしての新株予約権を報酬として付与することを、株主総会決議(2018年8月9日決議)によって定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役については、総務部が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。
- ・社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社の形態を選択するとともに、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速・果敢な意思決定を行う体制をとっております。

取締役会は取締役8名のうち社外取締役を2名、監査役会は監査役3名のうち社外監査役を2名としており、経営の意思決定における客観性を高めるとともに監査役による経営者に対する監督機能の強化を図っております。

なお、各機関の活動状況は以下のとおりであります。

(取締役会)

当社の取締役会は、経営の根幹となる経営方針・経営計画を決定するとともに、業務執行の管理・監督と重要案件の審議・決定ならびにグループ会社の監督を通じて、コーポレートガバナンスの確立を図っております。

(グループ経営会議)

当社は、職務執行の効率化を図るため、グループ経営会議を定期的に開催し、経営戦略の創出、業務執行上の意思決定ならびに審議を行っております。

(監査役会)

監査役会は年間監査計画に基づき開催され、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。また、当社グループの監査役の機能強化に向けた取組みとしては、複数の独立性の高い社外監査役の選任、取締役会を始めとする重要な会議への出席、代表取締役・会計監査人・内部監査室との定期的な情報共有と意見交換の実施、監査役の職務を補佐する職員の確保等を行っております。

(内部監査室)

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置し、各部門及びグループ子会社の業務に関する内部監査の実施及び内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動の適切性・効率性を確保しております。

(統制委員会)

当社は、コンプライアンスとリスク管理は表裏一体の活動が必要と考え、当社グループのコンプライアンスとリスク管理の推進を図るため、常設機関として統制委員会を設置しております。

(会計監査人)

当社は、会計監査人をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しております。会計監査人は、法定監査を定期的実施しております。なお、当社と同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間に、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの数及び規模等を総合的に勘案し、現状の諸施策を遂行することで、ガバナンス体制の向上が経営の最優先課題の1つとして、継続的に取り組むことが最適であると考えております。

当社は、監査役会設置会社を採用しており、社外監査役(うち2名が独立役員)を含む3名で、取締役の職務執行の監督を行い、また、取締役8名のうち2名を社外取締役(うち2名が独立役員)として選任しております。

当社では、このように独立性が確保されている社外役員4名を選任し、当該役員のこれまで培われた広範な見識や知見を当社の経営に取り入れることにより、適切な判断が実行できる体制になっていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間前の早期発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算、8月開催のため、株主総会集中日に該当致しません。
その他	株主総会では、株主の皆様へ報告事項(事業報告、連結・単体計算書類)の内容をわかり易くご理解いただけるよう、ナレーション、パワーポイントを用いて説明しております。また、株主とのコミュニケーションを図るため、株主総会開催後に懇親会を開催してまいります。 なお、議決権行使結果(臨時報告書)については株主総会開催の翌日に開示するよう心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長を説明者として、証券会社ホール等を会場にし、適宜、個人投資家向けの説明会を開催してまいります。また、機関投資家と個人投資家との間に情報格差を生じさせないよう、個人投資家向けの説明会資料をホームページ上に開示しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算に合わせ説明会を開催し、代表取締役社長が出席し決算の実績及び業績予想、成長戦略の説明、質疑応答を実施し、説明会資料をホームページ上に開示しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信、四半期報告書、有価証券報告書)、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・管理担当役員が、IR担当役員となっております。 ・IR担当部署として、CI室広報・CSR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	健全かつ効率的な経営及びコンプライアンスの徹底ならびに適時・適切な情報開示を行うことが、株主をはじめステークホルダーに対する社会的責任と認識しております。会社諸規程・諸規則は、基本的にこの社会的責任を果たしていくことを前提に整備しておりますが、なかでも倫理行動規範は、社会規範・企業倫理に則った企業経営によって、すべてのステークホルダーの期待と信頼に応えることを重要な目的の一つとして制定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループにおける強みを最大限に活かし、社会的課題の解決に取り組むことを検討した結果、「健康」「子育て」「環境」の3つの活動領域において、以下を重点テーマとして取り組んでおります。</p> <p>・健康 経営理念を実践するため、「健康」を重要な活動領域として捉え、事業活動における責任を自主的かつ積極的に果たすとともに、新たな社会的価値の創造に取り組んでおります。 イベント等を通じた健康に関する情報発信 ウォーキング、マラソン、パークゴルフ等の参加型イベント開催・協賛による健康促進 従業員の健康維持・増進を目的としたウォーキングイベント等への参加 -各自自治体との連携による健康促進活動への協働・参画</p> <p>・子育て 北海道と子育て支援に係るタイアップ協定を締結しており、(1)妊婦さん支援に係る事業への協力、(2)子育て世帯を支援する事業への協力、(3)北海道が行う少子化対策事業の広報啓発への協力に取り組んでおります。また、子育て支援として、子育て世代をターゲットとしたイベント開催や、ドラッグストア店舗内の空きスペースをコミュニティスペースとして提供、ママのコミュニティ支援及びママによる地域情報の発信など取り組んでおります。</p> <p>・環境 地球温暖化をはじめとする環境問題について、環境配慮商品購入による家庭ごみ軽減と資源のリサイクル化を促すことその他、財団法人を通じた寄付により、親と子供が一緒に楽しみながら学べる地域の環境活動を支援しております。また、ドラッグストア店舗においてはLED照明を導入し、環境負荷の低減に取り組んでおります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>個人投資家向け会社説明会を、適宜開催しております。</p>
<p>その他</p>	<p>変化し続けるビジネス環境や多様化する顧客ニーズに効果的に対応し、企業の優位性を創り上げること、また、従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康維持・増進と企業の生産性向上を目指すことが成長戦略の施策として考えその推進に取り組んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を確保するための体制を「内部統制システム構築の基本方針」として定めております。

当社取締役会は、「内部統制システム構築の基本方針」について、以下の通り決議し、体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、サツドラグループ倫理行動規範を制定し、当社グループのすべての取締役及び従業員が遵守すべき法令、定款及び社内規程のみならず社会的規範を遵守し職務を遂行するという行動原則を明示するとともに取締役及び従業員への周知徹底をはかり、取締役及び従業員は、その行動原則に基づき、職務を遂行します。

(2) 当社は、倫理、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、グループ法務部を設置して当社グループの倫理・法令遵守の推進にあたるものとします。

(3) 当社グループは、サツドラグループ内部通報規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員により、倫理、法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内及び社外に設置した通報窓口にご相談・通報することとし、当社は、グループ内部通報規程に関する運用の適正化及び公益通報者保護法に則り、通報、相談者の保護に努めるものとします。

(4) 取締役の職務執行は、取締役会による相互監督及び監査役による監査により、その適法性を確保します。

取締役会は、原則として月1回開催し、取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるほか、適時、内部統制システムの整備及び運用状況について検討を加えるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存管理され、取締役及び監査役が閲覧可能な体制を維持します。

3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の統制委員会を設置するとともに、当社グループのリスク管理の推進を図るためグループ法務部を設置しております。

(2) グループ法務部は、予測されるリスクをそのリスク要因に応じ、発生ひん度、影響の強弱等により分析及び評価したうえ、主要なリスクを抽出し、リスクマップの作成及びその管理の体制及び方法等について規程を整備し、関係する取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。

(3) 当社グループは、お客さまからの要望等を経営に生かすよう努めるものとし、これを放置することなく適切な措置を講じるものとします。

(4) 内部監査室は、当社グループのリスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告するものとします。

(5) 当社グループは、サツドラグループ危機管理規程を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限にとどめるものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を定期的に開催し、迅速かつ慎重な審議により取締役会への答申を行うものとします。

(2) 当社は、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、業務執行取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化を図るものとします。

5. 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、グループ全体の効率的な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

(2) 当社は、当社グループ会社が取締役及び監査役を派遣し、当社グループ会社の経営を把握し、業務の執行に係る事項を当社へ報告する体制を整備するものとします。

(3) 当社は、当社グループ会社に対し法令遵守、損失の危険の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ、内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。

(4) 内部監査室は、当社グループ会社管理の状況及び業務活動について内部監査を実施し、当社グループ会社の監査役と連携し、内部統制システムの整備を図るものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置しております。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査役及び監査役会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。

(2) 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役及び監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役及び従業員は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会、グループ経営会議、その他重要な会議

に出席して報告を受けるものとします。

- ・取締役会決議事項・報告事項
- ・月次・四半期・半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
- ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ・会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
- ・その他重要な稟議・決裁事項

(2) 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとします。

9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底するものとします。

10. その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 当社は監査役会を設置し、監査役及び監査役会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図るものとします。

(2) 監査役は、定期的に会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換をするものとします。

(3) 監査役は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、内部監査室と会合をもち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとします。

11. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 当社グループでは、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告の適正性を確保するために経理規程、経理規程細則等の規程を整備し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。

(2) 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、当社代表取締役社長直轄の統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進にあたるものとします。

(3) 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価、必要な是正を行うこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを倫理行動規範に定め、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。

2. 当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制として、当社に不当要求防止責任者を配置するとともに当社グループ総務部が各部署と連携を図り、情報の収集・交換を行っております。また、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。

また、不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。また、不当要求が当社の不祥事を理由とする場合であっても、反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。

3. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求等の不測の事態に対処するため、対応マニュアルの整備し、不当要求防止責任者講習や社内研修等において知識習得、社内周知を図るとともに、警察・暴力追放センター・顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。

また、不当要求が当社グループの不祥事を理由とする場合であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは各種関係法令及び証券取引所の定める諸規則に則り、情報の迅速な収集及び、適時・適切且つ公平な情報開示に努めております。

会社情報につきましては、情報開示は原則として東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示し、併せて各記者クラブへの資料投函を行ってまいります。また、当社ホームページに掲載する等、積極的なディスクロージャーに努めてまいります。

